市有地の一般競争入札による売払い実施要領

１　入札物件（詳細は、物件調書を御覧ください。）

（１）物件番号１

所在	地番：平塚市田村２丁目５４８８番６ 住所：平塚市田村２丁目６番１号			
土地面積	３，６３８．７４㎡		地目	宅地
用途地域	準工業地域			
建物等 （未登記）	調理場	構造	鉄筋コンクリート造事務所建	
		延床面積	１，４２６．３８㎡	
		建築年月	昭和５０年２月	
	車庫	構造	鉄骨造雑屋建	
		延床面積	１９２．００㎡	
		建築年月	昭和５０年２月	
	ボイラー室	構造	鉄筋コンクリート造工場建	
		延床面積	８５．７３㎡	
		建築年月	昭和５０年２月	
	排水処理施設	構造	鉄骨造工場建	
		延床面積	５１．７８㎡	
		建築年月	平成２年１０月	
	その他敷地内に存する付帯工作物一式、立木			
参考価格	１００，６４０，０００円			

（２）物件番号２

所在（地番）	平塚市桜ケ丘１０９番		
土地面積	９２２．１０㎡	地目	雑種地
用途地域	第１種中高層住居専用地域		
参考価格	７８，２９０，０００円		

※予定価格（最低売却価格）の公表は行いません。
　入札価格を見積る際の目安となる価格を、参考価格として表示しています。

２　建物等の解体撤去

　物件番号１の調理場、車庫、ボイラー室及び排水処理施設については、所有権移転後１年以内に解体撤去してください。

３　禁止用途

（１）公序良俗に反する使用の禁止

　売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７

７号）第２条第２号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供してはならない。

（２）風俗営業等の禁止

売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第１１項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第１３項に規定する接客業務受託営業、その他これらに類する用途に供してはならない。

４　入札に参加することができない者

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者

（２）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３第１項の規定に該当する者

（３）平塚市暴力団排除条例（平成２３年平塚市条例第９号）第２条第２号から第５号までに該当する者（「暴力団」・「暴力団員」・「暴力団員等」・「暴力団経営支配法人等」に該当する者、以下「暴力団等」という）及びこれらの者と密接な関係を有する者

（４）神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号）第２３条第１項又は第２項に違反している事実がある者

５　参考資料の提供

入札物件に関する参考資料の提供を希望される方は、メールにてお申込みください。電子データにて提供いたします。

（１）提供可能な資料

・登記簿・公図写し・地積測量図

・インフラ関係図（道路、上下水道など）

・物件１のみ：建物に関する資料

（２）申込方法　shisan@city.hiratsuka.kanagawa.jp 宛てにメールによる申込み

・メールの件名は、「売買物件の参考資料（法人名又は個人名）」としてください。

・メール本文に、希望する物件番号、法人の場合は法人名・住所・御担当者様名・電話番号、個人の場合は名前・住所・電話番号を記載してください。

（３）留意事項

・参考資料であり、現況と相違している場合は、現況を優先します。

・本入札において参考とする以外の目的では利用しないこと。

６　現地公開

現地の確認を希望される方は、事前にお申込みください。下記期間内において日程調整のうえ、実施します。

（１）公開日時　令和８年１２月１日（火）から令和８年１２月１８日（金）まで（土日を除く。）

午前１０時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）
（１者１時間以内）

（２）集合場所　入札物件所在地

（３）申込方法　希望日の１週間前までに
shisan@city.hiratsuka.kanagawa.jp宛てにメールによる申込み

・メールの件名は、「売買物件の現地公開（法人名又は個人名）」としてください。
・メール本文に、希望する物件番号、希望する日時、法人の場合は法人名・住所・御担当者様名・電話番号、個人の場合は名前・住所・電話番号を記載してください。

（４）留意事項

・物件番号２には駐車スペースがありません。お車での来場は御遠慮ください。
・現地公開に参加されない場合は、入札前までに物件の下見をし、現況を御確認ください。その際には、近隣の迷惑にならないよう御配慮ください。（建物内には入れません。）
・希望日どおりに実施できない場合があります。また、大雨等のときは公開日時を変更する可能性があります。
・希望者がいない場合は、現地公開は行いません。

7　入札参加申込

（１）受付期間　令和８年１２月１４日（月）から令和９年１月８日（金）まで
（土日及び１２月２９日から１月３日を除く。）
午前８時３０分から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

（２）受付場所　平塚市役所　資産経営課（平塚市浅間町９番１号　本館４階）
※Ｅメール、郵送、ＦＡＸ等による申込みはできません。

（３）必要書類

	必要書類	法人	個人
ア	市有地売払いの一般競争入札参加申込書	○	○
イ	平塚市暴力団排除条例にかかる誓約書	○	○
ウ	法人登記簿謄本 （履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）	○	
エ	住民票		○
オ	身分証明書		○
カ	印鑑登録証明書	○	○

・提出された書類は返却しません。
・書類に不備がある場合は、申込みが無効となります。
・提出書類の押印には、印鑑登録証明書に登録された印鑑を御使用ください。
・ア・イは、平塚市ウェブサイトからダウンロードできます。
・アは物件ごとに１通、御用意ください。
・ウ・エ・オ・カは、発行後３か月以内のものに限ります。
・共有で申込む場合は、共有者全員の添付資料が必要です。

（４）受付後の対応

・入札参加資格の確認後、「市有地売払いの一般競争入札参加申込受付書」「入札保証金納付書」「入札保証金還付請求書」を郵送にて交付いたします。

８　入札保証金

（１）納付について

・入札額の１００分の３以上の入札保証金が必要です。

・入札受付までに、入札保証金納付書にて、市の指定金融機関等に納付してください。

（２）還付について

・落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札保証金還付請求書で指定された口座に、開札終了後１か月以内に振込みます。

・還付する入札保証金には利息を付しません。

（３）留意事項

・落札者が納入した入札保証金は、売買契約締結と同時に契約保証金に充当します。

９　入札

（１）日時　令和９年１月２１日（木）

受付　午後１時３０分から午後２時まで

入札　午後２時

（２）場所　平塚市役所本館５階　入札室

（３）必要書類

ア　**市有地売払いの一般競争入札参加申込受付書**

・市が交付した原本をお持ちください。

イ　**入札書**（２通）

・市ウェブサイトからダウンロードできます。

・入札者印は、入札参加申込時に押印した印鑑を使用してください。

・代理人が入札に参加される場合には、代理人欄に記名押印してください。

ウ　**委任状**

・市ウェブサイトからダウンロードできます。

・法人で代表権のない方や、個人で代理の方が入札に参加する場合に必要です。

・申込者（委任者）印は、入札参加申込時に押印した印鑑を使用してください。

・法人が代理人になる場合は、当該法人の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）及び印鑑登録証明書（ともに発行後３か月以内のもの）を併せて提出してください。また、この場合において、法人の従業員が入札に参加する場合は、法人代表者からの委任状も提出してください。

・共有で申し込んだ場合で、共有者全員が入札に参加されない場合は、委任状が必要です。

エ　**印鑑**

・受付時に「入札参加者名簿」に記名押印していただきますので、参加者本人

の印鑑（認印可）をお持ちください。
・代理の方が入札に参加される場合、入札書の代理人の印、委任状の代理人の印、参加者名簿の印は全て同じもの（認印可）を使用してください。

オ　**入札保証金領収書（原本）**及び**その写し（コピー）**

カ　**入札保証金還付請求書**

キ　**入札に参加する方の本人確認ができるもの**（運転免許証等）

（４）留意事項

・受付終了時刻までに受付（入札保証金の納付を含む。）が済んでいない場合又は入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加できません。
・入室は、申請者又はその代理人の方１名のみとさせていただきます（共有申込みの場合を除く。）。
・郵送等による入札は認めません。

１０　開札

・開札は、入札後、直ちに入札者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札に立会わない場合には、市の指定した者（当該入札事務に関係のない職員）を立会わせて開札いたします。この場合、異議の申立てはできません。
・開札後、入札者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を読み上げます。市の予定価格以上の価格で入札した者があった場合にはその旨を、市の予定価格以上の価格で入札した者がいない場合にはその旨を、開札に立会った方に知らせます。
・市の予定価格以上の最高価格で入札した者（ただし、同価の入札者が２人以上あるときは、「くじ」によって決定します。入札者がくじを引かないときは、市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定します。この場合、異議の申立てはできません。）については、会場において落札決定から契約までの手続き等の説明を行います。

１１　再度入札

・開札の結果、入札価格が予定価格に満たない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、１回に限り再度の入札を行います。
・再度入札に参加できる者は、１回目の入札に参加した者とします。
・再度入札の入札保証金が規定の金額に達しない場合は、入札が無効となります。再度入札を想定した入札保証金を納付してください。
・再度入札でも予定価格に満たない場合は、不調とします。

１２　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

（１）入札を行う資格がない者の入札
（２）入札保証金が入札金額の１００分の３に満たない者の入札
（３）１回の入札につき、１人で２通以上の入札書を提出した入札

（４）１物件につき、共有者の代理を除き１人で他人の代理も兼ねて参加した者又は１人で２人以上の代理をした者の入札
（５）入札書の記載事項が不明な入札、又は入札書に記名若しくは押印のない入札
（６）不正行為があったと認められる入札
（７）入札参加申込者及び共有者、並びに法人にあっては当該法人役員等が暴力団等に該当する者による入札
（８）委任状を持参しない代理人がした入札
（９）金額を訂正した入札
（10）再度入札を行った場合に直前の入札における最高価格以下の金額で入札したもの
（11）前各号に認められるもののほか、この要領に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

１３　入札の失格

次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、失格とします。再度入札にも参加できません。
（１）入札参加者が所定の日時までに参加しないもの
（２）所定の日時までに入札保証金を納付しない者がした入札

１４　落札者の決定

・市は、市の予定価格以上の最高価格をもって入札した者、及び入札者が法人の場合は法人役員等について、平塚市暴力団排除条例に基づき、暴力団等に該当しないかを神奈川県警察本部に照会します。
・照会の結果、暴力団等に該当しない場合は、その者を落札者として決定し、落札者にその旨を口頭及び書面により通知いたします。
・照会の結果、暴力団等に該当した場合は、その者の入札を無効とし、書面にて通知いたします。また、当該者の入札保証金は市に帰属することになります。
なお、この場合は、入札自体を無効とし、今年度は再度の入札を行いません。

１５　契約の締結等

・落札者は、落札者決定の通知から７日以内に別紙様式の売買契約書にて契約を締結しなければなりません。
・期限までに契約を締結しない場合、落札は無効となり、落札者が納付した入札保証金は市に帰属することになります。

１６　売買代金の支払方法

・売買契約締結に先立ち、契約金額（売買代金）の１００分の１０以上の金額を契約保証金として納付していただきます。入札保証金を契約保証金に充当しますので、契約保証金と入札保証金との差額を納付してください。

・売買代金と契約保証金との差額を売買契約締結日から３０日以内に納付してください。
・期限までに売買代金の納付がない場合、契約保証金は市に帰属することになります。

１７　所有権の移転、費用負担

・売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとし、物件を現況のまま引き渡します。
・所有権移転登記は、物件の引き渡し後、市が行います。
・売買契約書（市保管のもの１部）に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担となります。
・所有権移転登記と同時に抵当権設定登記を行う必要がある場合は、事前に御相談ください。
・物件番号１に存する建物等については、未登記のため所有権の移転登記は行いません。

１８　入札結果の公表

・落札者の決定後、市ウェブサイトにおいて落札者名（法人の場合のみ）、落札金額及び入札者数を公表いたします。
・入札結果については全て情報公開の対象となりますので、あらかじめ御承知おきください。

１９　境界に関する書面

・物件に係る敷地の「境界に関する書面」を市が保有している場合で、落札者が書面にてその交付を希望した場合は、売買代金が完納された後、受領書と引き換えに当該書面を交付します。
・当該書面の原本を市が保有していない場合や、当該物件以外の市有地に係る境界に関する書面を兼ねている場合等、原本を交付できない場合は写しを交付します。

２０　その他注意事項

・物件調書に特段の記載のない限り、物件は現況のまま引き渡します。物件調書等の資料を参照の上、必ず事前に現地を確認してください。
　なお、物件調書と現況が異なる場合には、現況を優先します。
・敷地内に柵等が設置されている場合、これらの工作物の撤去・補修・改修・再築造及びその費用負担等について、市では対応いたしません。
・上下水道設備、ガス設備が敷設されている場合、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等について、市では対応いたしません。
・物件の敷地内（地中を含む）にゴミ・ガラ・砕石・樹木・切株・雑草・埋設物等が存在していた場合、これらの撤去・伐採及びその費用負担について、市では対応い

たしません。
・物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市では対応いたしません。
・物件調書に特段の記載のない限り、埋設物、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。
・入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利息を付しません。
・この要領に定めのない事項については、平塚市契約規則、その他関係法令の定めるところによります。